京城新報

●陰曆 四月二十九日

發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 [illegible]
發行所 京城 京城新報社 電話六六三番

冥途より通信（中）

亡者 星 亨より

伊藤老公閣下

翠 山 生

▲斯く申すも憚り多きことながら、小生が生前に於ける政治的手腕は聰明なる閣下の夙に御承知の筈と存候、小生の性質は曾て彼の新聞記者が花月媚く批評する如く、至つて剛腹不遜にて其の何人に對しても極々一歩も讓らざるのみか又何事に當りても極めて大膽に露骨に遣つて除けるが小生の持ち前に候、世人は曾て小生を目して彼の英國の政治家オレンヂルに比較いたし候が、是は紛れもなき適評にて確かに小生の意を得たるものと被存候

▲サテ此の剛腹にして不遜なる小生の性格が、生前朝に於て或は野に於て閣下を煩はし、閣下をして顰蹙せしめたること一再にして止まらざりしは、小生の今に於て慚愧の念に堪へざる次第に候、さはいへ又翻つて當時の閣下の權威と勢望とを以てして、區々小生の如き一匹夫を統御操縱する能はざりし閣下の腕は不遜の言ながら之れ閣下の人物が餘りに腑甲斐なくツマリ怯懦小心の致す所と被存候

▲取り分け明治三十二年小生が彼の島田三郎氏の爲めに謂らざる濡衣を着せられ、果ては世評の五月蠅きあまりに遞信大臣の職を辭せし際、閣下は多大の同情を小生に灑がれ、陰に陽に小生を庇護し呉れしにも拘はらず小生は傲然として閣下を脅やかし以て、時の政友會院内總理の重要なる椅子を占むると共に小生が天分なる專橫擅私の振舞を敢てするや、閣下は心窃かに小生を目して、度し難き一個の無賴漢となせしや否やは玆に推測の限りにはあらず候も、小生を以て閣下の心事を忖度すればツマリ小生の性格が餘りに放縱不謹にして、さしも閣下の手には叶ひ申さゞりしことかと存ぜらるる次第に候

▲尤も右は小生一己の臆測を以て閣下を[illegible]て稱めし一例、或は妥當を失するの嫌ひあるやは測り知れず候も、少なくとも閣下の人物は彼の世人の口八ヶ間敷申す通り、[illegible]辭令にのみ長じ唯に智に走りて、些の活潑たる決斷なく、恰かも彼の凱旋式の際、白馬金鞍に顧盼する得意の將軍の如き觀あるは之れ爭はれぬ眞理かと被存候、而も閣下は此の自己の天分を顧みず、老軀を挺して韓國施政の大任を負ふ、思ふに誠意と苦衷とは萬々察し入り候も柄になきは是れ道り損ひの本、小生は呉々も閣下老後のために閣下が其の光彩ある政治的歴史の末路を汚さいらんことを朝夕氣づかひ居り候、今は前世の罪科を悔ひ居る慈悲慈善の小生、決して、閣下の爲めに闘つ不利なる事は夢さら申間敷候

▲さはいへ小生が此の忠言は早や既に後の祭り、今となりては何どもイザ仕方無之候、ソレに閣下と雖も精情せるながら確かに響丸の附き居る男、一旦乘り掛けた船の中途にて、時ならぬ颶風に逢ひ、今にも沈没せんとするに際して、最初より這んな寸法ではなかりしと、卑怯にも其に乘り組みし人々の將に溺死せんとするを目擊しながら只一人命を全うせんとする不德の行爲は、ヨモヤ致すまじく、又敢てなさるゝ義理にも無之候へは、小生も今は却て閣下の抱負を完全に實行するやう草葉の影より祈り居り候、豫て前にも申し述べし通り閣下が既に最初の序幕に於てあまり面白からぬ成績を擧げたりとかのことに候故、小生も何となく心細く感じ、何うやら此の船も追々に難船せざるやとも氣遣はれ居り候（續）

●高等女學校現況（續き）

好愛する事物
犬猫 六〇　草品 一　子供 一
雜誌 一六　人形 四　山 一
庭鳥 一　百人一首 一　繪 二
父母の喜ばしき顔 一　慈善 一　ナシ 五

憎惡する事物
猫 二　縄蚊蛇 一六
蚯蚓 五　牛豚犬羊猿 二
人に害を與ふる物 三　不潔物 三
盜人 二　酒醉 二
火事地震 二　毛蟲 一
新聞の小說 一　蜘蛛 一
嫉妬 一　父母の心配顔 一
不規律 一　暴徒 一
汽車 一　ナシ 一四

恐怖する事物
火事地震洪水 三四　病氣 四
蛇電虎 二九　試驗 四
夜道 三　野蠻人 二
酒醉 一　盜人 一
饑饉 一　人の惡口を言ふ人 一
スリ 一　先生に叱らるゝ事 一
ナシ 六

嗜好する飲食物
果物 三一　菓子 三　コーヒー 八
肉 六　魚 六　ウドン 三
洋食 三　めし 三　茶 二
すし 二　豆類 一　ミルク 一
平野水 一　卵 一　淺草海苔 一
さしみ 一　ナシ 四

嫌忌する飲食物
酒ビール 一六　人參 一四　肉 九
葱 九　ミルク 六　綿 五
卵 三　そば 二　たこ 二
氷 二　野菜 二　藥 二
ジャガ芋 二　せんざい 一　慈姑 一
ラム子 一　烟草 一　大根漬 一
もち菓子 一　ナシ 六

學業の外稽古しつゝある事物
茶の湯 七　花のけいこ 五　雜誌 二
編物 一　三味線 一　八雲琴 一
風琴 一　造花 一　箏 一
ナシ 五五

既往の重なる疾病
胃病 九　眼病 八　はしか 八
腸ちぶす 七　腦病 七　肋膜炎 三
朝鮮マラリヤ 三　コレラ 一　猩紅熱 一
腫物 二　天然痘 一　痔 一
脚かたる 一　耳病 一
赤痢 一　ナシ 三

右の類別は生徒の答へたる文字を順目となしたるなり（未完）

●二百三高地髷の起因

浮世

二百三高地一名ひさし髪とは、花月卷といふ束髪の、前髪と髪とをポンチ畫的に甚だしく突き出したる稱なり、明治三十三年頃の下田歌子女史の寫眞を見れば、今日のひさし髪程ではあらざるも、其の髪のふくらみ加減は、今日の髪容を起因せるを知ること難からず、而して三十五六年頃より女子大學及び女子美術學校の生徒之れが中堅となり、他一般の女學生靡然として之に倣ひ、三十七八年の戰役を以て其の頂點となせり、併し藝娼妓及び昔氣質の商家の妻女には極めて稀なり、サテ前述の如く三十六年の末頃までは單に女學生の間にのみ流行せしが泰西人は之を目してラシヤメン髷と嘲りし程なりしも、流行はおそろしく其の範圍を擴大し來りて、適度は下婢子守に迄歡迎さるゝに至れり其の後四十年の春頃より其の[illegible]へ、昨今にては女學生の間にては以前の昔に返へりて間々桃われ、銀杏返しを結ぶに至りぬ、されど、又中には其の前廂を無理に押し潰して帽子の前廂の如くするもの、或は前髪と髪を廂髪風になし、髷のみ丸髷又は島田の如くするものあり、其の好奇、其の輕薄、寧ろ嘔噦すべきなり、

●丸ぽちや婦人を好む起り

明治七年の出版に係る「繁昌記」牛店の條に「食色は人の常と雖も、自然嗜好あり女貌も古へは瓜實顏を貴びしを、後にては古今の雛の野乃と賤み、今は圓白中肉を尊ぶに至りたりぬ、されど三十[illegible]にて顔の細きを可しとするにはあらず[illegible]是れ泰西趣味の感化[illegible]所なり

小說　新不如歸（二十二）

篠原嶺葉著

の清子も弊調はしながら、
「阿母樣や百合さんも有仰る通り、若し此事が世間へパッと知れた時は、貴方は奈何なさるお意でございます、これが此まゝ知れないと思ひなさるは大きな間違ひでございますよ、早い所が貴方は誰も知らんと思つて居なさつたのに、現に今の足柄とか云ふ人が知つてるぢやありませんか、彼の人だつて今こそ金子のために默つて歸りましたけれど、奈何云ふ事で誰に話すか知れたもんぢやありません、假令ば他人に口外せんにしてからが、彼の人の前では一生頭が上らん道理ぢやありませんか、然うなると是れから先、彼の人が何を言ひ出しても可厭と云ふ譯には行きません、若も怒らして訴かれて御覽なさい、貴方は御身分に瑕が付く上に甚麽憂目に遭ひなさるか知れや致しません、貴方ばかりぢやありません、後に殘つた我々は、ヤレ露探だの何だのと世間の人から犬畜生のやうに罵られて一生果敢ない暮しを爲なきやなりません、今も百合さんが有仰る通り、何が苦しくて那樣卑劣な心を出しなすつたんです、常日頃から他人の卑劣を、あれ程惡く有仰りながら、軍事の秘密を他國へ賣ると云ふ大それた事をなさるとは、奈何考へましても貴方の御了簡が知れません、これには何か貴方の胸に深い御決心があつての事でございませう、どうぞ私共が安心致しますやうに、秘さずお聞かせ下さいまし、お願ひでございます」
さ、母を始め三人が涙ながらに掻口說くを、何とも言はず腕拱いて聞いて居た[illegible]緊に氣の毒と思ひて、
「阿母さん始め、清子も百合子も嘸殘念に思ふであらうが、斯う云ふ大馬鹿者を伴やに持つたが因果と、どうぞ諦めて堪忍して下れ、今となつて見れば奈何して那麼犬畜生にも劣つた了簡を出したであらうと自分ながらも不思議に思つてるのだ、大方天魔に魅入られたんだらうけれども、今となつて何程後悔した所が取返しの付く話ぢやない、私の天運が盡きたのぢや、西脇家の祖先は勿論、亡父上に對しても申譯の無い事を仕出かしたが、これとて斯ういふ馬鹿者が西脇家の後嗣に出來たが不祥と諦めて貰ふより外は無いが、清子は他家から來た人だから、これがために實家の方へまで迷惑かける樣な事があつては、誠に申譯が無いゆゑ、些とも遠慮せずに可厭なら今の中に訴つて行つて下れ、それとも斯うして三年四年一緒に暮したんだから、私のやうなものでも辛抱して見やうと思ふなら、そりや[illegible]に爲ても管はない、[illegible]れるやうな事は無からうと思ふか、奈何して世間へ知れないとは限られない知れるものだと覺悟して居て貰はんけりやならない。」
と云へば清子は、
「假令貴方が奈何樣な大罪を犯しなさらうと、一旦斯うして夫婦となりました上は最早私は此家の人でございます。萬一貴方の身に若やの事でもありました時は、私は私だけの決心がございます、必ず左樣な事は有仰つて下さいますな」
「どうも飛んだ事から汝等にまで心配さして濟まないが、約束事と諦めて堪忍して下れ、いつまで言つた所が爲方がない、サアく皆んなは準備にかゝつて下さい、もう天長節までは五日しかありませんよ」
と促せば、進まぬながら三人は彼方の室へと去つたのである
其後影を見送つた西脇の眼には涙の露が[illegible]

京城新報

内部大臣に答擬す

觀察使に代りて

觀察使會議は開かれたり、文明的制度を以て彼等を律せんとするは甚だ難事なり、彼等の多くは列擧せる諮問事項の眞意を諒解せざるべしと信ず主務大臣すら、或は適當の答案を具せざるべし、傍觀者たる余輩は觀察使等の窘窮を見るに堪へず、以是余輩は彼等に換りて其答に擬せんとす、

一地方行政組織の改善に關する意見如何

我儕文明的の政治を知らず焉んぞ改善意見あらんや、現時の儘にして人民に對し苛酷の誅求をなさずんば可なり到底複雜なる制度は未開人の煩に堪へざる所なり行政長官たるもの亦之を運用する能はざらん、

二政治に關する各會民の現狀弊害の有無並會民と一般人民間の關係如何

今日の現狀にては會民は多く浮浪の徒にして排日思想を鼓吹し害わつて益なし無智の人民を煽動して費用を醵出せしむるに過ぎず一般の人民は彼等を虎狼視して其誅求を避けむとするもの〻如し

三各地の狀況に應じて最先經營施設すべき事項及其方法如何

我儕は此諮問の眞意を解せず何となれば經營施設すべき事や多しと雖も今日の如く暴徒跋扈し殆ど亂麻の如き狀態にて何事もなし得られず今年の農作さへに如何あらんと案じ遣ふ矢先なれば地方人民を安んじて職に勵ましむる安寧秩序こそ急務なれ

四地方税賦課の得失

是亦現時の狀態にては到底行はれず地方税の賦課は早晩免るべからざる事ならむも其徵收方法は舊慣に依りて唯其弊を除去するを以て足れりとすべし煩瑣なる方法は飽まで避けざる可らず、

五府尹郡守の任用方法に關する意見如何

統監直轄の下に試驗委員を設けて試驗の上採用するとせば弊害鮮からむ、

六宣諭使及宣諭委員の幾論の効果

宣諭使なるものは地方に來るも直接暴民等に接するものなし從て其效果の絕無なる推して知るべきのみ唯地方官に托して宣諭書を發するに過ぎず之れ與に徒勞なり、

七暴徒歸順に關して觀察使の採用する措置及其効果如何

心底より歸順するものなし如何ぞ採用の措置及効果を論ぜんや

八治道事業を施行するが爲め地方人民に對し夫役又費用を賦課する其得失如何

治道の爲には財政當局者其費を豫算に計上せるにあらずや地方亂麻の如きに之を云爲すべきにあらず。若し將來の事なりとせば人民は無論舊慣に依り費用の賦課よりも夫役を可とせむ地方税の問題にして決せばこは自ら決すべし

九種痘普及の方法如何

面長學校教師によりて避痘の方法を說かしめ價を徵せずして行はゞ必ずしも普及せざることなからむ、但し憲兵巡查の干渉なからんことを要す

十都府の衛生狀態改善に關する意見如何

此問題今尚ほ早し何となれば地方人民の程度は未だ玆に進み居らざるなり、建國以來の慣習を一時に打破せんとすれば人民は煩に堪へずして若しまむ智識の進むを俟て徐々に爲すの外なからむ外人の雜居する所は其外人に爲さしむるの外あらず

十一會計法規の改善に關する意見如何

韓國由來整然たる會計法規なし文明式の良法を採用するも不明の爲に却て人民は繁瑣を怨み地方官亦た之が取扱に苦しまむ唯簡にして明なるを要す從來の制に改良を加へなば可ならん

以上の擬答に對して主務大臣如何の感がある必ずや思ひ半に過ぐるものあらん。

●對星樓茶話

◎最近に顯はれたる韓國人間の傾向は、彼等が現面せる排日思想を如何にして一致合力せしむるかに在り、何れの階級團體をも通じて皆な此傾向の發展を打算しつゝあり是れ最も善き我帝國政策の相手なりとす。

◎韓人巡撿隊中に於ては暴徒の斥候となりつゝ暴徒鎭壓に從事せるもの少からずとの風評擴がれり、是れ往年獨立協會の騷動を鎭壓するために差し向けられたる韓國軍隊の爲したる同一事跡なりとす。

◎太皇帝陛下には今尚は安洞別宮問題に就て迷ひつゝあり。

◎各政社を通じて大なる打擊は官吏登用の門戶閉鎖に在り。

◎雲峴宮を包圍したる漢城政界の低氣壓は宮内大臣の往訪によりて開晴したりと傳へられたり。

◎ウラジヲストック自由港政策廢止となれり然れども未だ釜山港問題は邦人の口に上らず淸新港の繁榮は北より傳はれども仁川港の回復問題は提出せられず、在韓邦人の商買は世界を離れて孤立の狀態に甘んず。

◎志賀矧川君はゴルドスミスの如く半島の山河を歌ひつゝあり、詩人の聲は豫言者の如く國民を警醒することあり。

◎朝鮮人參は朝鮮人の外交術を練磨したる興奮劑なりき。

◎高麗燒は李朝の退衰を笑へる遺物也。

東京電報

▲森林條約公布

日淸兩國間に於ける鴨綠江森林條約明日公布せらる全文拾參ヶ條より成り其の大要は既報の如し(廿七日發)

雜報

●觀察使會議(第三日)

昨日は午後十時半開會出席者前日に同じく任大臣議長席に本内次官副議長席に就き諮問事項第五地方税賦課に關して審議す地方税に關しては從來地方官廳に於て徵收し居れる諸種の税金を整理して賦課するは差支なしとの意見に一致し其の税目税率徵收方法に關し各觀察使漢城府尹意見を陳述し尚ほ二三の觀察使より新財源に關する意見を提出したるを以て木内副議長は地方税に關する諸外國の實况を說明して觀察使府尹の參考に供せしめ細目に亘りて審議する所あり午后四時散會す本日は午前十時半開會昨日に引續き諮問事項に就き審議する筈なり

●民事訴訟法の制定

梅博士の精勵

新裁判所の開廳前に民刑事訴訟手續法を制定公布するため法部に於て新任法官主となりて審議を了へ近々法制局に回付さるべしとは曩に報導したる所なるが此の手續法は一時的の假規定にして永久に施行さるべき新訴訟法(民事)は法典調査局顧問梅博士の手に起草せられ此の程在京中の同博士より法典調査局に其の草案を送付し來りたるを以て各委員に配付し目下熟議中にして六月下旬或は七月上旬に同博士來韓の上倉富法部次官委員長となりて調査會を開き同博士滯在二箇月間に議了し發布せらるゝ豫定なりと云ふ而して此の草案は七百五十五條より成り梅博士が二月初旬より單獨にて執筆し僅々一箇月半の短時日に編纂し終り而かも其の内容は大いに研究を積めるものにて如斯大部の法典を短日月を以て編纂し終りたるは從來法典編纂上に類例なき事にして同博士の學殖の豐富と敏腕によりて初めて見る所なれば其の道の人士も今更ら驚嘆し居れりと云ふ

●法典調査局の慣行調査

法典調査局にては各種の法令制定の基礎となるべき韓國全体の慣行を調査するの方針を立て本年早々着手する豫定なりしが別項記載の民事訴訟法起草急を要したるため梅博士より指定さるべき調査項目の決定豫定に後れ漸く此の程に至り決定したるを以て各地に人を派し調査せしむる筈なるが其の調査項目は二編に分れ第一編は民法第二編は商法にして共に日本現行法の編纂順序により第一編民法は第一章を總則とし其の調査事項二十第二章は物權にして三十項第三章は債權五十四項第四章親族五十三項第五章相續二十二項とし第二編商法は第一章の總則四項第二章會社一項第三章商行爲十一項第四章手形一項第五章海商九項とし民商合計二百六項となせり其の商法に關する調査項目の少きは民法は商法の基本にして民法に關する慣行は多くは商法に共通し商法の慣行として其の例外たるべきものなればなるべし而して此の調査の計畫は全國を十三區域に劃ち豫算の許す範圍に於て主要なる地點を可成的多く撰定し民商法に亘り同時に詳細急速に完成する方針にして此れが準備として全國各地に亘り里程及び暴徒の狀况等を調査し本年内に少くとも韓半島半部を完了する豫定にて先づ第一回地方調査のため滯在一個月の豫定にて川崎事務官補は仁川に渡邊事務官補は群山に安藤事務官補は大邱に平木事務官補は光州に何れも今廿九日出張する事となれり元來此の調査は本年中に完了する方針なりしが前述の如く民事訴訟法の制定のため其の着手後れたるも明年の前半期に於て全部を完了する豫定なりと云ふ

●宋秉畯の辭意

農商工部大臣宋秉畯は數日前所勞の故を以て現職を辭せんことを伊藤統監へ申出たるも統監よりは未だ何の指圖にも接せずと云ふ

●李埈鎔と宮相

宮相李允用は過日雲峴宮を往訪し李埈鎔に向つて自分に代つて宮内府大臣たらんことを請ひしに埈鎔は遂に承諾するに到らざりしと云ふ

●櫻丸の進水式

帝國義勇艦隊の第一艦として長崎三菱造船所に於て建造中なる櫻丸は總裁有栖川宮殿下御親臨來る六月六日進水式を擧行する筈なり同艦竣成の上は臺灣航路に充てらるゝと云ふ

●大韓女子興學會設立

各皇夫人及び各大臣夫人等は過日皇后の勅教育獎勵令旨の趣旨に依り去る二十七日雲峴宮に會し大韓女子興學會を設立することに決し總裁に完興君李載冕氏夫人副總裁に李總理大臣夫人を推薦し會長には海豐府院君尹澤榮氏夫人副會長には李載克氏夫人を推し其他事務員顧問等を撰擧し一週一回宛討論演說會を開くことゝしたり右に付皇后よりは毎月千圓宛を下賜せらるゝ由なり

●產物は如何にして輸出さるゝ乎(一)

京仁第方に於て集散さるゝ韓國產貨物は如何にして輸出さるゝ乎是れ讀者の最も知らんと欲する處なるべし今之れを相互の商習慣及諸入費の二項に分ち商習慣に就ては後日之れを述べ玆には諸入費に就て調査したる處を報導すべし卽ち輸出の大宗たる米に關する諸入費は

米(玄米壹石時價十圓として)

一原產地より當港までの運賃

イ、滊車に依るとき石に付　六十錢乃至八十錢
ロ、朝鮮蓬船に依るとき　三十錢乃至三十五錢

にして此全部は荷主に於て負擔し、斯くて市場に顯はれ當港商人に渡るものなるが其諸掛りは

二當港より外國商人の手に渡る迄の諸掛り

(甲)荷主より買手の手に渡るまで

イ、陸揚費　七錢五厘
ロ、斗量人足賃　三錢
ハ、移し賃　五錢
ニ、問屋口錢　十四錢

因に問屋口錢は一石に十四錢宛取もあり或は金高の三分乃至二分五厘を取るあり店によりて同じからず

(乙)外國商人の手に渡りたる後船積までの諸掛り

イ、五斗入繩叺代　四十錢內外
ロ、量り換へ荷造費　七錢五厘
ハ、倉入れ賃(斗量場より)　五錢
ニ、倉出し濱下げ船賃　十四錢
ホ、斗量場料金　三錢
ヘ、組合共同積金　十錢
ト、保險料　四錢
チ、荷爲替打步　五錢
リ、輸出稅(從價一分)　五十錢

等にして是等は全部買手に於て負擔すること勿論なるが乙は輸出する時にのみ要するものなり更に積船が當港を發して需要地に至るまでの分は

(丙)積船後外國仕向港までの諸掛り

イ、坂神までの運賃　四十五錢
ロ、仕向地解陸揚げ倉入れ費　十錢
ハ、仕向地輸入稅　一圓五十錢

なるが丙は若し注文に依りて廻送するときは需要者もちなるも注文なく先方へ送る時は輸出者持ちなり而して其內輸入稅とあるは仕向地を日本として起算せるものなるが大連行の如き無稅なるを以て控除するを得べし

●南淸ボイコットの影響(續)

(ロ)內地への既送品並に當地の持留品共に漸く斤量の減損を來すこと甚しき事

(ハ)目下頻りに乾燥其他の手入を爲さゞるべからず之が爲雇人の賃銀並に荷造替等の諸費を要する事

(ニ)荷造停滯の爲內地既送品に對する荷爲替金の遲送及諸通信費を要する事

(ホ)前項の結果として利子及倉敷料の支拂を要する事

(ヘ)今後數ヶ月を經て兩期を出入し猶賣捌けざる時は品質は全然腐敗に陷り全部の損害となる事

四、間接の損害

(イ)事業中止の爲潛水器業船及沿岸韓人への前貸金回收を不可能ならしめたる事

(ロ)前項の結果として潛水器業者及沿岸韓人は從業し能はざるが爲衣食の資を得ざるに大困難を生じたる事

五、損害見積金額

(イ)無論正確なる數を得ること難しと雖も第三項中(イ)乃至(ホ)の諸節目を通算したる損害金は約八千圓として大差無きを確信す若し更に(ヘ)の場合を豫想して其損害金を加算するに於ては少くも二萬三千圓を下らざるべし

(ロ)間接の損害に至りては事情頗る複雜を極め之を數字に計上すること容易の業に非らず依て姑く之を略す(完)

●鎭南浦輸出入稅

去る四月中鎭南浦稅關に於て取扱ひたる輸出入稅噸稅は總計二萬七千三百二十七圓二十三錢にして一月以降の累計四萬三千八百三十七圓十七錢なり

●仁川滯納處分着手

既報の如く仁川民團に於ては四十年度以降の民團稅滯納額は約二萬圓に達し居る次第なるが此れが所理に就ては理事者に於ても頗る苦心中にして爲めに四十一年度に於ける諸事業を中止せざるべからざる有樣なるを以て所詮滯納處分の手段に出づる外途なきに依り過日來より是れが準備に着手し一昨日漸く準備終了したるに依り昨日より漸次處分實行に着手中なりといふ

●寄附金募集延期

仁川開港紀念祭經費三萬圓は之れを市民其他の寄附に待つ豫定なりしは既報の如くなるが何分市况不振の爲め去る十七日迄の寄附金締切日迄は豫定の寄附に達し得ざりし爲め其締切日を來月末日迄に延期し各委員は專ら寄附金募集に盡力する事となりたるが其結果三四沒分曉なり

●仁川吳服店組合組織

仁川吳服店は同業の發展を圖らんが爲め今回組合を組織する筈にて昨日同業者數名會議所に於て協議する所ありたり

●最近景福宮拜觀者數

宮內府は每週日水の兩日料金十錢を納付せしめて舊王城たる景福宮の一般人民拜觀を許す事となしたるが最近に於ける拜觀者の數は左の如し

前週　日曜日　四百四十一人
　　　水曜日　百三十三人
本週　日曜日　五百六十七人
　　　水曜日　十二人

(本週の水曜日に人員の少きは當日雨天なりしを以てなり)

●小田柿氏の出發

三井物產の小田柿捨次郎氏は昨廿八日午前南大門發の急行列車にて出發歸東の途に就かれたり見送りの人々には村田岩崎の兩少將遠藤經理部長木內倉富其他の各參與官巨知部博士高嶋男爵古谷國分兩統監秘書官其他の統監府高等官韓國側各部邦人高等官鶴谷民長各警察署長並原菅原搾井其他の銀行家各貴婦人實業家有志家新聞記者及韓國各大官武官等各種各階級の士女無慮三百餘名なりしと云ふ特に見送者中に劍客日比野雷風氏の一行ありて軍旗を飜し法螺貝を鳴らし陣太鼓を敲き滊車の正に發せんとするや小田柿氏萬歲を三呼したるは大に氏の行を壯ならしめたりと云ふ

●大谷尊寶師歸朝

龍山韓國開敎總監部總監大谷尊寶師は敎務を帶び一昨日の夜行列車にて京都に向け出發歸朝の途に就かれたり

●信夫理事官の視察

信夫理事官は渡邊屬を從へ昨日仁川高等女學校へ學事視察の爲め參觀せり

●大臣次官の觀察使招待

任內部大臣木內次官は昨日午後六時より來京中の觀察使及び漢城府尹內部三局長を花月に招き饗應したり

●井上氏の晩餐會

井上宜文氏は來る三十日午後六時同氏邸に於て友人其他を招待し晩餐會を開かるゝと云ふ尙ほ同氏は近々英國倫敦に向け漫遊の途に上らるゝ由なり

●岡田氏の披露宴

韓國政府の囑托を辭し旭町一丁目に於て辨護士業を開きたる岡田榮氏は來る一日午後六時より巴城館に於て披露の宴を開く筈にて夫々招待狀を發したり

●近事片々

▲統監　大股に濶步し傍に刺客萎縮し刺客肩を聳かし統監萎縮する萬朝ボンチ面白し

▲是轟　に統監と刺客は大くなつたり小さくなつたりと附記せり諷刺的奇絕妙の者也

▲英人　ベッセルの行動英官憲亦注意する所と也狀師ウイルキンソン之が爲に來ると

▲司法　權を以て處分せむと狀師を呼び迎へたると異ならむ與相の判明近きにあらむ

▲完用　完用一時面白からず[illegible]も今や[illegible]

▲允用　の老猾完用の策略[illegible]策しつゝありと韓政客等例に依りて騷廻る

▲內相　任善準亦加はると一進會活動の吹聽と併せ見れば宋農相の躍氣こそ見透さる

▲趙法　相は例に依り洞ヶ峠流で天氣豫報を觀測しつゝありと雲行何んとなく荒模樣

▲統監　歸東迄には低氣壓來らむと觀測子等頻に叫ぶ或は然らむ借如何に變ずべきか

▲東洋　協會頭桂侯在京の曾禰副統監大島部督を招て歡迎會を開くと面白き會合ならむ

▲拓植　會社の件も玆に解決さるべきか現內閣の拾[illegible]の[illegible]となる無理なし

▲印度　の[illegible]徒も英軍の攻擊に遇易し[illegible]て降伏せりと嫩葉にして枯さば斯の如し矣

▲韓國　の暴徒夙に掃討せば今日の面倒あらじ手後れ今更悔も既に遲し三年の艾草散

▲露士　國交切迫露の大軍漸々國境に進發せんとす士軍既に召集さる戰火免る可らず

▲英佛　露の味方たらむ形勢あり露の活動目醒ましきは或は之が爲か形勢益々不穩也

▲巢鴨　瘋狂院にて演藝會催さる勸進元は例の葦原將軍各得意の藝を演ずとは面黑し

▲狂者　の演藝會何となく當今の時勢を諷したる趣あり漢城政界の模樣是に類せずや

▲京都　大學漸く意を決して幸田露伴を文科講師に囑托す學閥の弊を破れる快心事也

▲晉州　警察の巡查飮某女囚を獄中に强姦して訴へらる隨分馬鹿者も多し困つた奴也

▲六日　目荒岩國見休場常陸亦病氣の故を以て休場せり爲に人氣頓に落つ左も有べし

▲小常　陸千年川の取組は面白し小常陸敗を取れども千年先に手を付けりとの悶着あり

▲星は　千年に取られ協會半星を小常陸に與ふ敗れて土俵上豆の如き淚を落す可憐也

▲朝嵐　伊勢ヶ濱双方共に元氣相撲伊勢終に朝を倒して凱歌を揚ぐ朝の無念察すべし

▲七日　目の伊勢と錦洋の取組は面白かるべし勝敗何れにあるか多分錦のものならん

●永登浦居留民規則發布

永登浦居留民間に種々情弊蟠りて同地の自治體を危殆に陷らしめ[illegible]居留民の多數は總代役場解散を[illegible]理事官に請願するに至りたることは屢々本紙の報せし所なるが[illegible]浦理事官は今回愈よ現今の總代役場を解散し更に永登浦居留民規則を發布せられ來る六月一日より施行することゝなりたり其重なる事項は永登浦居留民の教育衛生交通其他公共事業を處理する爲め委員六名其委員は名譽職にして任期を二ヶ年とし委員の中一名を居留民總代として年長者より順次其職に就き[illegible]ヶ月宛に擔任せしむること[illegible]其他公共費の歳入出豫算分賦會計に關する事項等なり

●火繩銃領置

全羅北道礪山郡北一面益山の北方里に銃器を私に所持するもの[illegible]五月[illegible]遣所上等兵二名を該地に出張せしめ捜索の結果同面羅岩洞住金德去李化寶の兩名許可を經ず火繩銃六挺を私藏せるを發見し銃及火藥類團束法に依り領置の手續をなした[illegible]

●永登浦居留民規則發布

永登浦居留民間に種々情弊あり一同地の自治体を危殆に陥らしめ遂に居留民の多數は總代役場解散を三浦理事官に請願するに至りたることは屢々本紙の報せし所なるが三浦理事官は今回愈々現今の總代役場を解散し更に永登浦居留民規則を發布せられ來る六月一日より施行することゝなりしが其主なる事項は永登浦居留民の教育衛生交通其他公共事業を處理する爲め委員六名其委員は名譽職にして任期を二ヶ年とし委員の中一名を居留民總代として年長者より順次其職に就き四ヶ月毎に交代せしむることゝし其他公共費の歳入出豫算分擔會計に關する事項等なり

●火繩銃領置

全羅北道礪山郡北一面釜山の北方里に銃器を私に所持するものありとの情報に接し[illegible]分遣所上等兵三名を該地に出張せしめ捜索の結果同面羅岩洞任金德去李化實の兩名許可を經ず火繩銃六挺を私藏せるを發見し銃及火藥類團束法に依り領置の手續をなしたり

美人の行衛

(五)　閑坊

風の一夜を、語り明かせし其の次ぎの日の宵、大藪貞子はソッと再び家を出でゝ南山町は商業會議所附近の某家に入りぬ、門の標札には筆太に横田の二字を表はしあれば之れなん彼の清裝の偉丈夫大藪虎之助の舊知と稱ゆる横田寛其の人の宅なるなり、横田氏は今某官廳の囑託として一方民間の或る有力團体と關係を繋ぎ漢城にては先ず世人の注意を惹く一人なるなり、然るに舊友大藪氏が奉天に於て不意の退清令に接したる後此の漢城に來りて窃かに多數の銃器を購求せんとすることも其の夫人貞子に依りて傳ねられたれば成らば一臂の力を貸して其目的を達せさせんとは思ひぬれど時も時暴徒は十三道の各地に蔓りて其の筋に於ては晝夜之れが鎭定討伐に忙殺され居る時なるを以て此の際多數の銃器購入の事は到底不可能のことなるのみならず若し事其の筋の嗅ぎ知る處となれば夫れこそ大藪の爲めには所謂千仭の功を一簣に毀つものとも謂ふ可く或は之れが爲めに再び退韓の令を命せらるゝやも計られざるを以て其の夫人貞子が來りて其の意を語り其の助力を乞ふ毎に此の旨を告げて暫しの間時機到來を待つに如かざることを告げ置きたるなり、然るに貞子は再び來りぬ、主人は五月蠅しとは思へども去りとて否みもならざれば座に請じて面會しぬ、

「如何です私の意志は充分大藪君にお傳言下さりましたか、私も出來得る丈けは致します考ねですけれど、何分何度も繰り返した通り時機が悪いですからな強て目的を達しやうとすると、却て事を謬まりますからな、其處は申す迄もありませんが熟考に熟考を費やして頂きたいです、これは此の横田が誠心誠意から御注告いたすのですよ」

横田の云ふ所素と理あり

「夫れで今晩の御用向きは」

相手は稍冷酷にも聞こえたらんか、輕く煙らすシガーの燻りは稍痩せて頬骨秀でたる顏を埋めぬ、

「イヤ御意見は大藪も充分承つて居ります、到底出來得ないことを、無理に遂げ様と云ふ程無謀な事も致しませんわ、ですが併し妾共の仕事にも時機がありますから、夫れで今夜は少し他の事をお願にと上りましたので、銃器の方は決して此の上御意を煩はさぬことに致したい…………」

「他の御用とは」

横田の眼は輝きぬ、美人は懐ろより一通の書状を取り出しぬ

「これは大藪が是れ貴方に御目に懸つた上でお話しすることなのですが今の處左樣な都合にも行き兼ねますので之れに詳しく申し述べてある相で、で御披見の上ドウぞお燒棄てを願ひます」

大藪の手簡には何事を認めありしか一見して横田は手を拍ちて贊成しぬ

「流石は大藪君です、愉快です見ン事成功を祈ります」

夫人は軈て辭し去りぬ

●電報の行衛不明

郵便管理局に於ては郵便電信事務に關して嚴重なる取締をなし苟も事務に違反するあらば直ちに之れを罰し又は郵便電信の行違ひ等生する時は飽迄其取締をなしつゝあるは至極結構なるが玆に電報不着の事故生じ未だ當局が此れを知らざるものゝ如きは遺憾の極といふべし去る廿三日(土曜日)仁川貿易商津江米作氏が商用の爲め成歡に出向し同地森某方に宿泊中同日午後七時成歡局より仁川の自宅に宛て打電し返電の到着するを待てど暮せど來らざるに氏は商機の逸失を怖れて其夜行列車にて歸仁し電報着否を取調べたるに何事ぞ驚きに打電せし電報は不着なりし事を確め得たりと如斯は事少なるが如しと雖ども其影響の及ぶ所蓋し僅少にあらざるべし因に津江氏は目下該電報不着の爲め受けたる損害を調査中にて近々公の手續に及ぶべしといふ

●鐵道官舍の樹木植付

龍山鉄道官舍附近は地均工事をなしたる爲め平地は樹木なきを以て石川建築部長は樹木植込みを思ひ立ち昨日安喰技手を仁川理事廳に出向せしめ同理事廳内にある楊柳ぽぷらの枝を請ひ之れを苗木として植込に着手せりといふ

●紛失の金時計の發見

本町五丁目の貿易商朴立圭といふ者此の程時間打ちの金時計(代約二百圓)を盜難にかゝりたる旨屆出でたるより南署の刑事は窃かに搜索中昨日本町五丁目の石川時計屋が韓人チョンガーより金百圓にて金時計を買ひたりと聞き同家に就いて見て果して立圭の盜難品なることを確認し時計屋主人を呼び出して取調を爲せしも只韓人チョンガーが持ち來り代金は昨日午前八時に支拂ふ約束にて其のチョンガーの住所氏名は未だ知らずとのことなり

●親切なる巡査醉漢を諭す

巡査と云ふ者能く威張りたがる者なるが所謂人民に對しては親切に職務を行ふべきに去りとは心得かぬることゝ云ふべし然るに銅峴分署管內光熙門派出所詰金泰植と云ふは平素職務に忠實なる上人民に對しても頗る親切なりしが去る廿七日午後三時頃管內巡回の途中石橋七十八統十戸菁根行商金順用(三十)と云ふが光熙門外の酒商金昌根(六十)と白菜の代金のことにて言ひ爭ひ居り金順用は痛くも酩酊し居ることゝて語氣頗る荒く亂暴のみ言ひ居りたるを見逃しも出來ず仲に入りて懇々說諭する處ありたるも順用如何かな聞かず何を巡査風情が生意氣なことを吐かすかと今度は巡査に喰つて蒐りたるも何分醉中のこと故夫れを別に咎めもせず宰つと說き伏せて歸らせんとしたるに順用は何處迄も亂暴にも昌根の宅が附近にあるより突然昌根方に飛び込み有り合ふ皿小鉢の類を投ぐるやら酒を溢すやら手に終へざるより金巡査は已むを得ず再び出張して極めて言葉柔らかに諭す處ありたるにヱイ面倒な巡査がと金巡査の官服を破損せしむる帽子を毀はすやら殆んど猛虎の荒れに荒れたらん形相恐しく亂暴を振舞ひたれば大槪の巡査ならば横頰の三ッ四ッ喰はせても捻じ伏せ痛い目に逢はする處なるが金巡査は醉漢を手込めにするは無用なりとし折柄來合せたる巡檢部長方周榮と二人して取抑ゐ派出所に連れ行き醉の醒むるを待ちて諄々說き聞かする處ありたるに順用程の亂暴者も痛く當時の非を悟りて只管詫び入りたりとは左もあるべきことゝなり

●盲目に擲られて巡査を毆る

石井洞支那人店廣昇號の雇韓人朴鳳根(六十)が去る二十七日の午後五時過同店前途上に於て捧を以て盲目の眞似遊びを爲せる所へ富山縣人上田外次郎(三十)が通りかゝりたるとも知らず鳳根は盲目滅法に捧を振り廻はし其の捧が外次郎の脚部に觸れたるより外次郎は脈すを知せず此の畜生奴と成敗せんとする所へ美洞派出所の金某といふヨボ巡査が來りて是れを引分けんとするを外次郎は其の引分方が偏頗であるといつて毆りつけたるより金巡査は詰所を押へて其の由派出所へ注進に及び派出所より更に巡査出張して外次郎及び鳳根をも引立てゝ南署へ連れ行きたり

●れ雪の凄腕

浮陀落や紀州の產れにてお雪とて世にも稀れなる凄腕を有する女あり元は大阪の松島わたりにて浮川竹の流れに沈み數多の浮かれ男を手玉に取りしも思ふに任せぬ世知辛い浮世の海の[illegible]られず一層のこと虎伏す韓の國に飛び色に飢かれ餓鬼共の生血を吸ふも亦一興ならめと一昨年の頃龍山の料理屋某亭に腰を据へたるが何が扨て土臭き女許りの所に澱川の水で磨き上げた鉄腕のお雪のことなれば天女の天降りされた如に忽ち界隈の評判となり鐵道工事にてショタマ儲けた兄イや土方など來るは〳〵恰ど蟻が大塊の肉を見當てた樣にお雪〳〵と其色香に迷ひ來る中に懷の暖かさうな男に眼を注け此方から持掛けて絞る丈の生血を絞り取りて貯金の通帳に記入しモウ之れだけあれば大丈夫此處には用事はないと尻に帆を揚げ京城は本町八丁目末端に鞍を替へ此處にても數多のノラクラ者を手玉に取りしが中に憲兵さんの小野とか云ふ男に見込まれたるを幸ひに魂膽あるお雪は如何に談しをつけたか小野は遂にお雪を引かして岡町附近に名も古代の元祿と料理屋を開業しお雪は女將となりて藝妓仲居を顎で使ひ客をそらさぬ待遇に仲々に繁昌したれば大分の利益を得たるを潮時と魂膽あるお雪は此頃の如き不景氣にては店も張り切れずイッソ店を廢みて妾しは何處かに往て仲居奉公しましよう其まで一時別れて呉れと云ひ出せしに小野も好いた女のことなれば何の異議のあるべき直ちに承知したればお雪は後で赤い舌を出しながら仁川に行きたるも餘り面白き仕事もなければ今度は京義線紋山浦に行き同地の飲食店の酌婦となりしに又々同地分遣所の憲兵某を喰へ込み種々と殺し文句を並べては憲兵より絞り取りモウよき時分と同地を引上げて當地に舞戻りしも好き椋鳥も羅らねば今度は河岸を變へて大邱に至らば助平爺がないとも限らずと或る口入屋に相談すればあるとも〳〵恰度今大邱のお醫師殿より頼みがある行く氣はないかとのことにお雪もホク〳〵嬉び醫者殿とは妾のはまり役今から往きましようと二つ返事で大邱に向つて出發したるは十日以前のことなりしが今頃は醫者殿の血の氣もなくなる時分だらうとの投書あり

●巡査を呼んで科料

永樂町一丁目居住三重縣生れの鈴木萬造(二十)が去る二十三日南部本署の門前途上にて巡査ヨーイと呼びたる由は前號に詳記せしが昨日館前して路上に喧嘩したるものとして科料金二十錢に處せられたり

●又も韓童の屍体

廿八日午前六時頃光熙門外の北方山地に又も韓童の屍体を遺棄しあるを發見し成規の手續を經て假埋葬に附したるが是も亦例の韓國の惡習に依りて遺棄したる者らしく決して他殺の疑なしと

●淫賣屋の夜逃げ

仁川花町二丁目の淫賣店櫻亭中川よしことは本町二丁目の小山末吉方の借家にて娼賣をなし居たるが近頃の不景氣にて家賃を仕拂ふことが出來ぬ程の家計となりて本月迄に百圓も滯り居たるが平山より催促急なるより一昨日午後五時迄に全部仕拂ふと云ひ置きて其夜家具等凡て道具商田中清太郎に賣り拂ひて夜逃したり

●四面讀みもの

一般讀者諸君に興味を添ふるため明日の紙上より其の四面廣告欄冒頭に面白き讀みものを掲載することゝせり讀者刮目して俟て

●天氣豫報(自廿八日午後六時 至廿九日午後六時)

韓國氣象觀測所(廿八日朝六時)

南又は西の風

北東の風流行し中部は天氣晴朗なれ共其他は曇天なり